

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業))

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた病院であって、第1号又は第2号に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入院協力病院における短期入院受入れのための環境整備

イ 国土交通省による短期入院協力病院の指定を受けていること。

ロ 第3条に規定する短期入院協力病院における短期入院受入れのための環境整備における補助対象経費のうち、入院施設支援費及び感染症予防対策費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の実施する介護料の支給に係る受給資格を有する者をいう。以下同じ。）を短期入院として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援病院における短期入院受入れのための環境整備

イ 国土交通省による重点支援病院の指定を受けていること。

ロ 補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者を短期入院として受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

(補助対象経費)

第3条 短期入院協力病院及び重点支援病院における短期入院受入れのための環境整備の対象となる医療器具・用具等及び補助対象事業の範囲等は、次の各号に定

める要件を満たすものとする。

一 入院施設支援費

イ 短期入院する在宅重度後遺障害者の看護・リハビリテーション等に有効なものであること。

ロ 在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、新たに必要となる医療器具・用具等であること。

ハ 既に同類の医療器具・用具等を本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 既存の医療器具・用具等の減価償却期間が経過し、更新する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の質の向上が必要となるものであること。

(2) 既存の医療器具・用具等と同類の医療器具・用具等を増設する場合にあっては、在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の数量の増加が必要となるものであること。

ニ 原則として、単一取得価格（複数の医療器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

ホ 同類の医療器具・用具等に係る申請にあっては、従前に申請者が本補助金の交付を受けていないこと。ただし、以下の要件を満たす場合（ハについては、短期入院する個々の在宅重度後遺障害者の症状に応じて同類の医療器具・用具等を増設する場合その他増設することが適当であると認められる場合を除く。）は、この限りではない。

(1) 第1号ハ(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす場合

(2) 本補助金の交付を受けて導入した当該医療器具・用具等について、自動車事故対策費補助金交付要綱第15条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該医療器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

(3) 以下のいずれかの要件を満たす場合

① 在宅重度後遺障害者の短期入院の受入人数が、直近年度よりも当年度に増加又は増加見込みであること

② 同時期に複数の在宅重度後遺障害者の短期入院の受入実績がある又

は受入見込みがあること

へ 医療器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

二 利用促進等事務費

イ 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等（以下「研修等」という。）への参加等に係る経費（以下「研修等経費」という。）

ロ 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費（以下「備品類導入費」という。）

ハ 短期入院の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費（以下「広報活動費」という。）

ニ 短期入院前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入院計画表の作成等に係る経費（以下「短期入院プラン作成費」という。）

三 感染症予防対策費

イ 短期入院する在宅重度後遺障害者の感染症予防対策に有効なものであること。

ロ 在宅重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、新たに必要となる物品であること。

ハ 原則として、単一取得価格（複数の物品が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 第2条第1号の要件に該当する者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。

一 前条第1号に規定する入院施設支援費にあっては、次に掲げる医療器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、補助対象事業者に別途通知する額を補助限度額とする。

イ 在宅重度後遺障害者の使用割合が75パーセントを超える場合 定額

ロ 在宅重度後遺障害者の使用割合が50パーセントを超え、75パーセント以下の場合 3/4

ハ 在宅重度後遺障害者の使用割合が25パーセントを超え、50パーセント以下

の場合 1 / 2

ニ 在宅重度後遺障害者の使用割合が0パーセントを超え、25パーセント以下

の場合 1 / 4

二 前条第2号に規定する利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で補助する。

三 前条第3号に規定する感染症予防対策費にあつては、補助率を1 / 4とし、当該年度の予算の範囲内で補助する。

2 第2条第2号の要件に該当する者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助限度額については、補助率は定額とし、補助限度額は次に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。ただし、一の事業主体につき、10,000千円を上限とする。

一 入院施設支援費

二 研修等経費

三 感染症予防対策費

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

(自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書)

第5条 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。

二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。

三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額(二重線の部分の金額)を記入すること。

2 「添付書類(4)その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、実施した補助対象事業の費目(費目:(1)入院施設支援費、(2)利用促進等事務費(細目:①研修等経費、②備品類導入費、③広報活動費、④短期入院プラン作成費)、(3)感染症予防対策費の経費)ごとに次の各号に掲げる書類(第3号

ロからトまでに掲げる書類にあっては、消費税（地方消費税を含む。）の取扱いを明らかにしたものに限る。）を添付すること。ただし、第2号に掲げる書類は、本補助金に係る交付申請を国の会計年度の同一年度内に初めて行う場合に限り、第3号トからリまでに掲げる書類は、申請日時点において未払いである場合、支払後速やかに提出することをもって足りることとする。

- 一 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業（ ））
実施・経費報告書兼収支予算書
- 二 補助対象事業者において策定した「重度後遺障害者短期入院協力事業実施要領」及び「重度後遺障害者短期入院協力事業実施手順書」
- 三 入院施設支援費にあっては、次に掲げる書類
 - イ 当該医療器具・用具等のカタログ・パンフレット（写）
 - ロ 当該医療器具・用具等の導入に係る見積書（写）
 - ハ 売買契約書（写）
 - ニ 納品書（写）
 - ホ 検収調書（写）
 - ヘ 請求書（写）
 - ト 領収書（写）
 - チ 当該医療器具・用具等の導入に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
 - リ チに掲げる書類により支出したことが明らかにならない場合にあっては、その理由を記載した書類
 - ヌ 当該医療器具・用具等の写真（国土交通省所定のステッカー（又は同等のもの）が貼付されていることが明確にわかるもの。）
 - ル 第1号に掲げる書類に記載した当該医療器具・用具等の在宅重度後遺障害者による使用状況（使用見込みを含む。）及び在宅重度後遺障害者以外の者による使用状況（使用見込みを含む。）の算出根拠を明らかにした書類
 - ヲ 当該医療器具・用具等を導入した理由（既に同類の医療器具・用具等を補助対象事業者において保有しているため、更新又は増設に当たる場合にあっては、その理由を含む。）及び具体的な使用方法を明記した説明書
 - ワ 既に同類の医療器具・用具等を補助対象事業者において保有している場合にあっては、当該医療器具・用具等に類する既存の医療器具・用具等に係る固定資産台帳（写）

四 利用促進等事務費のうち研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。ただし、イ（iii）、イ（iv）、ロ（iii）及びロ（iv）に掲げる書類は、申請日時点において未払いである場合、支払後速やかに提出することをもって足りることとする。

イ 研修等への参加の場合

- (i) 参加した研修等の概要、参加者、旅行行程、参加に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加報告書」
- (ii) 研修等への参加者に対する旅費及び雑費の支給に関する事実を証する書類
- (iii) 研修等への参加等に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
- (iv) (iii) に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあっては、その理由を記載した書類

ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合

- (i) 主催した研修等の概要、講師派遣への謝金並びに講師派遣に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等主催報告書」
- (ii) 講師に対する旅費及び雑費の支給に関する事実を証する書類
- (iii) 研修等の主催に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
- (iv) (iii) に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあっては、その理由を記載した書類

五 利用促進等事務費のうち備品類導入費にあつては、第3号イからヌまで及びフに掲げる書類に準じる書類

六 利用促進等事務費のうち広報活動費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類

イ パンフレット、冊子、webページ等を作製して広報活動を行った場合

- (i) 第3号ロからリまでに掲げる書類に準じる書類
- (ii) 作製したパンフレット、冊子等の成果物（写）又はwebページのURL等を記載した書類

ロ 関係機関等に訪問して広報活動を行った場合

- (i) 広報活動の概要、訪問者、旅行行程、訪問に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「広報活動実施報告書」

- (ii) 第4号イ(ii)から(iv)までに掲げる書類に準じる書類
- 七 利用促進等事務費のうち短期入院プラン作成費にあつては、次に掲げる書類
 - イ 作成した「短期入院の入院計画表(短期入院プラン)」(写)
 - ロ イの「短期入院の入院計画表(短期入院プラン)」の作成に係る確約書
- 八 感染症予防対策費にあつては、第3号イからヌまで及びワに掲げる書類に準じる書類

(自動車事故対策費補助金交付申請書)

第6条 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額(二重線の部分の金額)を記入すること。
- 2 交付申請書の「添付書類(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類」は、実施した補助対象事業の費目(費目:(1)入院施設支援費、(2)利用促進等事務費(細目:①研修等経費、②備品類導入費、③広報活動費、④短期入院プラン作成費)、(3)感染症予防対策費の経費)ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。この場合においては、第5条第2項ただし書の規定を準用する。
- 一 自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())計画・経費所要額調書兼収支予算書
 - 二 第5条第2項第2号に掲げる書類
 - 三 入院施設支援費にあつては、第5条第2項第3号イ、ロ及びルからワまでに掲げる書類(第5条第2項第3号ロに掲げる書類にあつては、消費税(地方消費税を含む。)の取扱いを明らかにしたものに限る。)
 - 四 利用促進等事務費のうち、研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める書類
 - イ 研修等への参加の場合 参加する研修等の概要、参加者、旅行行程、参加

- に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加計画書」
- ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合 主催した研修等の概要、講師派遣への謝金並びに講師派遣に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等主催計画書」
- 五 利用促進等事務費のうち、備品類導入費にあつては、第5条第2項第3号イ、ロ及びワに掲げる書類に準じる書類
- 六 利用促進等事務費のうち、広報活動費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める書類
- イ パンフレット、冊子、webページ等を作製して広報活動を行う場合
- (i) 第5条第2項第3号ロに掲げる書類に準じる書類
- (ii) 作製を予定しているパンフレット、冊子、webページ等に掲載することを予定している項目を明らかにする書類
- ロ 関係機関等に訪問して広報活動を行う場合 広報活動の概要、訪問者、旅行行程、訪問に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「広報活動実施計画書」
- 七 利用促進等事務費のうち、短期入院プラン作成費にあつては、作成を予定している者の短期入院の利用予定を証する書類
- 八 感染症予防対策費にあつては、第5条第2項第3号イ、ロ及びワに掲げる書類に準じる書類

(補助対象事業実績報告書)

第7条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業（ ））実施・経費報告書のとおり」と記載すること。
- 二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金予定額の合計額（二重線の部分の金額）を記載すること。
- 三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業（ ））実施・経費報告書のとおり」と記載すること。
- 2 補助対象事業実績報告書の「その他参考となる事項」は、実施した補助対象事業の費目（費目：（1）入院施設支援費、（2）利用促進等事務費（細目：①研

修等経費、②備品類導入費、③広報活動費、④短期入院プラン作成費)、(3)感染症予防対策費の経費)ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。この場合においては、第5条第2項ただし書の規定を準用する。

- 一 自動車事故被害者支援体制等整備事業(短期入院協力事業())実施・経費報告書
- 二 入院施設支援費に係る経費にあつては、第5条第2項第3号ハからルまでに掲げる書類(第5条第2項第3号ハからトまでに掲げる書類にあつては、消費税(地方消費税を含む。)の取扱いを明らかにしたものに限る。)
- 三 利用促進等事務費の経費のうち、研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類(ただし、イ及びロで添付することを求める書類のうち、第5条第2項第4号イ(iii)、イ(iv)、ロ(iii)及びロ(iv)に掲げる書類は、補助対象事業実績報告書を提出する日時点において未払いである場合、支払後速やかにこれらの書類を提出することをもって足りることとする。)
 - イ 研修等への参加の場合 第5条第2項第4号イに掲げる書類
 - ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合 第5条第2項第4号ロに掲げる書類
- 四 利用促進等事務費のうち、備品類導入費にあつては、第5条第2項第3号ハからヌまでに掲げる書類(第5条第2項第3号ハからトまでに掲げる書類にあつては、消費税(地方消費税を含む。)の取扱いを明らかにしたものに限る。)
- 五 利用促進等事務費のうち、広報活動費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類
 - イ パンフレット、冊子、webページ等を作製して広報活動を行った場合 第5条第2項第6号イに掲げる書類
 - ロ 関係機関等に訪問して広報活動を行った場合 第5条第2項第6号ロに掲げる書類
- 六 利用促進等事務費のうち、短期入院プラン作成費にあつては、第5条第2項第7号に掲げる書類
- 七 感染症予防対策費にあつては、第5条第2項第3号ハからヌまでに掲げる書類(第5条第2項第3号ハからトまでに掲げる書類にあつては、消費税(地方消費税を含む。)の取扱いを明らかにしたものに限る。)

(研修等経費及び広報活動費に係る積算方法)

第8条 第5条第2項第4号イ(i)、ロ(i)及び第6号ロ(i)並びに第6条第2項第4号イ、ロ及び第6号ロ並びに第7条第2項第3号イ、ロ及び第5号ロの規定により提出する「研修への参加報告書」、「研修等主催報告書」、「広報活動実施報告書」、「研修への参加計画書」、「研修等主催計画書」及び「広報活動実施計画書」に記載する謝金、旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

(支給の制限)

第9条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。